

く候旨、一味同心申定め候、御内書・御教書の事、早速成し下され候はば、
畏み存すべく候、この旨をもつて、管領様の申し御沙汰候はば、目出べく
候、恐々謹言

(文朝二年)
一月九日

内藤中務丞 武盛
豊田大和入道元秀
杉 三河守 重隆
杉 豊後守 弘重
二保加賀守 武安
間田備中守 弘繩
陶 五郎 弘護

吉見殿(信頼)

この意味は、公方義政へ忠節を致せといふ管領細川勝元（東軍）の手
紙を頂きましたが、大内道頓は老齢であるから、子息の嘉々丸を今後は
奉公させるということで一味同心したので、管領にこれを取り次ぎ、公
方の私信と幕府の安堵状を出してくれるようにして頂きたいといふもの
で、道頓軍を各所で破ったといふ陶弘護の名が見え、なぜ、東軍方に一
味同心しているのか理解に苦しむところである。このころの段階では、
留守を預かった陶弘護らが、領国を維持していくため、意図的に道頓を
東軍方として行動させたのであろうか。

文明八年三月二十七日以来、佐田因幡守忠景ら宇佐郡衆は、防州より

世
豊前へ渡り瀧池山（所在不詳）に陣を張つて、馬岳・岩石両城の敵（大友
親繁・少弐政資らか）と対峙し、守護代杉弘勝が在京中のため、大将の派
遣を求め、五月二十九日、余（宇佐郡院内町）陣合戦をはじめとする宇
佐郡の合戦で、敵数輩を討ち取つたとして、政弘の感状を得ている
（『佐田』）。

少弐政尚の 朝鮮の『成宗康靖大王実録』の文明八年の記事に、少
豊前侵入 武政尚が宗職盛・宗国久等の兵四〇〇〇をもつて豊前
に侵入し、古城（馬岳か香春岳か）に拠つたので、大内氏の代官陶弘護が
兵三〇〇〇を率いて、新城を築き対陣し、五月の合戦で大内方六〇人、
少弐方六人の死者を出したが勝負がつかなかつたとある。

文明八年八月、大友政親と大内道頓に対し、幕府は、大内道頓の被
官内藤藤左衛門尉と仁保加賀守盛安が、豊前において合戦しているのを
やめさせ、和睦させるよう命じている。翌年十二月十五日付の『大友政
親書状』によると、政親らの調停で合戦はやんだが、少弐方が仁保加賀守
を殺害したため、國中が正体なき成り行きとなつた。内藤氏に一味した
族は遺恨を止めなければ、九州大乱の基になりかねないと心配している。

東軍内部に分裂が生じてゐることがわかる。

文明九年三月、三年前に死んだ細川勝元・山名宗全の両雄に代わつ
て、京都で中心的存在であった大内政弘が、公方と和睦して帰国する
と、早速、豊筑を大友・少弐氏から奪回するため、九州に渡海し、また
たく間に豊前・筑前を支配下においた。

九 大内教幸の乱

大内教幸が史料に登場するのは嘉吉の変直後である。

嘉吉二年（一四四二）十一月、管領畠山持国は少弐教頼・大友持直・
大内孫太郎教幸等の落所を相尋ね、不日治罰を加えよといふ命令を大友
一族志賀親賀・親昌兩人へ下した。この年三月、筑前千手城・馬見岳城
の合戦に、安芸国の平賀尾張守頼宗が大内教弘に従つて参加している。

大内氏略系図



大内教幸も、この凶徒の一人であったと考えられる。

大内持世が赤松満祐の乱で、不慮の死を遂げたあと、教弘の跡目相続に不満な教幸が、大友持直や少弐氏に与同したものとみて違ひあるまい。

その後、文安三年（一四四六）六月十二日、宇佐郡赤尾城近辺五か村において、同郡の上田・時永^{（枝方）}・野上、下毛郡の株・森山氏が終日野伏合戦して退けたという推挙状が守護代杉伯耆守武勝から出されている（『今水文書』）。これも大内教幸の行動ではないかと考えられる。

応仁元年（一四六七）、京都で一年に及ぶ大乱が勃発すると庄園領主たちは「日本国はことごともつて御下知に応ぜざる」状態に恐慌を來した（『大義院』）。この年十二月ごろの九州では、豊前を大内氏が支配しているが、大友氏が申し請い、筑前国は少弐氏が支配しているが大友氏が狙つており、肥前国は平戸氏が西部を、千葉氏が東部を支配し、筑後国は菊池氏が支配しているが、大友氏が狙つているという状態であった。

大内政弘の 応仁二年十月、細川勝元は、「大内^{（政弘）}新介の分国および留守を攬乱 与力の輩^{（とが）}知行の在所を打取り次第、注進により充行う」（『相良家文書』）と触れ出し、大友親繁・政親父子は豊前・筑前・肥前に侵

入を開始した。足利義政は大友親繁に、長門・周防へも侵入するよう命じた。さらに、文明二年（一四七〇）二月、義政は大友親繁や益田兼堯へ、備後・安芸・周防の討伐を命ぜられた大内教幸入道道頓への協力を命じた。この月、大内道頓は大内家督を安堵されたが、高齢を理由に子息加嘉丸への安堵を申請している。

また三月、興福寺の経覚は、豊前守護大友親繁へ、田川郡糸田・田原兩庄の代官職を長野左近将監宗雄へ打ち渡させている。長野左近将監は、このころ、大内氏と不和になり、大友氏の被官となつて、兩庄で三〇〇貫文の進納と補任料五〇貫文、奉行分二五貫文を納めさせられた。

文明六年十一月二日、大友親繁の京都郡奉行二人が佐田河内守（繁方カ）へ京都郡吉田庄内七〇町を打ち渡している。佐田氏も大友方として行動して所領の維持に努めている。

翌七年十月二十八日、少弐政資の被官となつた仁保十郎弘名が津隈四〇町の地を下毛郡の池永修理亮方へ打ち渡させている。弘名は道頓の家臣だったのであらうか。この内二〇町分は文明十四年、大内政弘から毛利弘元へ預けられた。

文明九年公方義尚と大内政弘が和睦したが、なお、上使と称して、先年の下知状をもつて、道頓らが周防・長門両国へ渡海するので協力せよと触れ回つてゐるから、これを止め上洛させよと、大友政親以下の人々へ幕府命令が出ている。このころ、なお大内道頓が生きていることが知られる。

文明十年十二月三日付の御内書（將軍の書状）によると、大友親繁へ与えられていた豊前国守護職が、大内道頓へ与えられたが、少弐氏がこれを競望したため、大内・少弐の対立はまだまだ続くことになつた。少

武政資を支援した大友氏はこのころ少弐氏と不仲となつた。

大内道頓のその後はわからない。このころ、馬岳で自殺したのであるか。なお、道頓の子加嘉丸は遁れて宇佐郡麻生谷の奥に隠れ住み、その子孫は庄屋となり、山口と称したという伝承がある。

大内政弘の 豊筑奪還 文明十年九月、公方と和睦して帰国した大内政弘が太宰府を陥れると陸續と遠近の武士が渡海の祝言を述べに出頭した。その中に、城井越前守俊明（秀道の後見云々）・国分寺住持（神代左馬允貞賢の弟）・馬岳城督右田弥三郎弘量・佐田因幡守忠景・仲間若狭守盛秀・彦山座主頼有法印と子息帥律師らがいた。

同年十月三日、少弐政尚に与同した仁保新左衛門尉弘名の首が、筑前守護代陶弘護によって、土居の称名寺門前に三日間、梶された。彦山座主頼有の計略により捕らえられたのだという。

大内政弘の徳政

同年十月六日、大内政弘は、文明元年の夏以来、長門・周防へ亡命していた豊前・筑前の被官たちに、兵糧料として防長の寺社領を半済（年貢の半分を武士へ与える）としていたが、米銭・借物の返済を免除する徳政令を出した（『大内家文書』）。

文明十二年二月、政弘は、楞嚴寺住持へ仲津郡立石・香丸両名と宮市の内、内田法橋跡、上毛郡牧菊丸八町（今吉名等）の寺領を安堵した。

一〇 馬岳攻防戦

文明十六年、仲津郡中臣今男名八町が、大内盛見によつて常灯料所として宇佐宮へ寄進され、大宮司安心院公増知行のあと、安心院筑後守公重から宇佐宮祈禱僧万徳坊へ毎年一〇石納めることになった。

文明十八年三月、仲津郡の道場寺領一二町四反余を、政弘は山口の善福寺へ造営料として寄附した。道場寺の前住持暁光が、法門の事をほどんど知らず、俗人と変わらない生活をしているという理由で、寺領を没

収されたとある（文書『善福寺』）。

悪錢取締り令

延徳四年（一四九二）三月、「豊前國中惡錢事」（『大内家文書』）といふお触れ書きが出された。前年より豊前において惡錢が流布しているから、取り締まりを厳にせよ。禁制を知らないと申す者があれば、その所の給主や地下役人の越度として、その給地や役職を没収せよと郡代・段錢奉行に命じ、請書を提出させてい。なぜか企救・京都・仲津郡の役人名が欠けている。左にその役人を掲げる。

第9表 豊前國の郡代・段錢奉行（十五世紀末）

郡名	郡 代	段	錢	奉	行
宇佐	佐田彈正忠（俊景）				
下毛	野中五郎	貢助八			
上毛	廣津新藏人 （杉重清家人）				
築城	内藤新兵衛尉				
田川	未定（杉七郎代）	伊川彈正忠			

去月廿三日、豊前國小馬岳城麓において、凶徒大友勢、同少弐勢、當日悉く追討する合戦の時、太刀討粉骨の次第、杉木助弘依の注進到来す、尤も神妙、感悅の至なり、弥戦功を抽すべきの状、件の如し、

（五〇）文亀元年八月十三日

（門司民部水殿）

（門司文書）（原漢文）